

# 調布市消費者安全確保地域協議会要領

令和 2 年 1 月 1 日

## 1 目的

この要領は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 11 条の 3 第 1 項の規定に基づき、市民の消費者被害の未然防止及び拡大防止を図るため、市民が安心して生活できるよう関係機関による地域における見守り活動を推進し、消費者の安全確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

## 2 協議会の設置

前項の目的を達成するため、調布市消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## 3 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 消費者被害の防止に関する地域、各構成団体への啓発及び普及に関すること。
- (2) 消費者被害防止に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 項に掲げるもののほか、消費者被害防止や消費者見守りの取組に関する事項及び課題解決に必要なこと。

## 4 構成員

調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課
調布市消費生活センター
調布市福祉健康部高齢者支援室
調布市地域包括支援センター
「調布市見守りネットワーク事業」内の協力関係機関等

## 5 会議等

協議会は、消費者被害防止又は未然防止のため、必要に応じて開催するものとする。

## 6 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。

## 7 庶務

協議会の庶務は、調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課消費生活係が行う。

## 8 その他

この要領に定めがないものは、必要に応じて定める。